

⑤ 不法投棄・無許可の埋め立てにご注意ください

問 市 資源循環課(内線 128) 県 廃棄物規制課 Tel 029-301-3035
 笠間警察署 Tel 0296-73-0110

「一時的に資材置場として土地を貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、質の悪い土を山積みされたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者におよぶこともあります。不法投棄などのトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

また、不法投棄の防止や対策には早期発見、早期対応が最も重要です。不法投棄、不審な残土埋め立て、野焼きを発見した場合には、通報をお願いします。

不法投棄 110 番 Tel 0120-536-380

受付時間 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※受付時間外は笠間警察署(Tel 0296-73-0110)まで

—6 月は不法投棄防止強調月間です—

県では、スマートフォンなどのモバイル端末から、不法投棄通報アプリ「PIRIKA」をダウンロードすることで、不法投棄された廃棄物の状況を簡単に投稿できるようになりました。利用方法は、右上の二次元コードからご確認ください。投稿した不法投棄に関する情報は、リアルタイムで県や市に提供されます。



ピリカ
PIRIKA

⑥ 無許可の廃棄物回収業者にご注意ください

問 資源循環課(内線 128)

家庭で不要になった廃家電や粗大ごみ、引っ越しや片付け、遺品整理などに伴い発生するごみは無許可の廃棄物回収業者に依頼すると、ごみが適正に処分されずに不法投棄に繋がったり、作業後に高額な料金を請求される恐れがあります。

【無許可業者には次のような特徴があります】

- ・指定日時を記載したチラシを配布し、玄関先などに置かせたごみを回収する
- ・スピーカーなどで大音量を流しながら街中をトラックで巡回する
- ・空き地などに無料回収や不要品回収と書かれたのぼりや看板を立てて回収する
- ・インターネット上の広告

【ごみの適正な処分をお願いします】

家庭のごみを回収するには、市の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。

「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。

家庭のごみは、ごみの出し方のルールに従って集積所や環境センターを利用するか、ごみの処理を業者に依頼する場合は、市の許可を取得している事業者へ依頼してください。

また、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象品目となりますので、購入店や家電量販店にお問い合わせください。



環境省パンフレット



一般廃棄物処理業
許可業者一覧

いざという時、地域との強い「絆」が役に立つ「行政区」
 に加入しましょう